

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【公開番号】特開2013-92235(P2013-92235A)

【公開日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2013-024

【出願番号】特願2011-235944(P2011-235944)

【国際特許分類】

F 16 C 29/06 (2006.01)

【F I】

F 16 C 29/06

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月22日(2014.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

一方、前記移動ブロックと前記軌道レールとの間にボールケージを設けた例では、かかるボールケージが前記移動ブロックの全長よりも長尺に形成され、そこに所定の間隔で多数のボールが転動自在に配列されていることから、前記移動ブロックが軌道レールに沿って移動すると、前記ボールケージが前記移動ブロックの半分の速度で移動することになり、当該ボールケージに配列されたボールが次々に前記負荷通路に進入して荷重を負荷することになる。また、前記負荷通路を転走し終えたボールはボールケージに配列されたままの状態で移動ブロックと軌道レールとの間から排出され、無負荷状態となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

図12は、前記移動ブロック200のブロック本体400に形成された8条の負荷転走面を展開した模式図である。このようにブロック本体400には互いに隣接する2条の負荷転走面401a, 401bを一組とする負荷転走面ペア402A～402Dが形成されている。各負荷転走面401aの長手方向の両端には前述の第一実施形態と同様にクラウニング領域A1及びB1が設けられる一方、これらクラウニング領域A1及びB1に挟まれて実効負荷領域C1が設けられている。また、各負荷転走面401bの長手方向の両端にはクラウニング領域A2及びB2が設けられる一方、これらクラウニング領域A2及びB2に挟まれて実効負荷領域C2が設けられている。これら負荷転走面401aと負荷転走面401bを比較した場合、実効負荷領域C1及びC2の長さは同一であるが、クラウニング領域A1とA2の長さは距離mだけ異なっており、また、クラウニング領域B1とB2の長さも距離mだけ異なっている。この変位量mは第一実施形態と同様に無限循環路内におけるボール3の配列ピッチの半分に設定されており、ここでは複列ボール連結体300におけるボールの配列ピッチPの半分である(図11参照)。但し、これは最も好ましい設定値であり、変位量mはボールの配列ピッチPよりも小さい値であれば良い。